

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年9月3日
【発行者名】	三菱地所物流リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 坂川 正樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	三菱地所投資顧問株式会社 常務取締役物流リート部長 坂川 正樹
【電話番号】	03-3218-0030
【届出の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	三菱地所物流リート投資法人
【届出の対象とした募集内国投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 360,821,490円
安定操作に関する事項	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年8月23日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、2018年9月3日開催の本投資法人役員会において、発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (8) 申込期間
- (11) 払込期日
- (15) 手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		S M B C 日興証券株式会社	
割当口数		1,515口	
払込金額		380,000,000円(注)	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 清水 喜彦	
	資本金の額(2018年6月30日現在)	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主(2018年6月30日現在)	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数(2018年7月31日現在)	461口
	取引関係	一般募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項/オーバーアロットメントによる売出し等について」にて定義します。以下同じです。)の事務主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注) 払込金額は、2018年8月14日(火)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		S M B C 日興証券株式会社	
割当口数		1,515口	
払込金額		360,821,490円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 清水 喜彦	
	資本金の額(2018年6月30日現在)	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主(2018年6月30日現在)	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数(2018年7月31日現在)	461口
	取引関係	一般募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項/オーバーアロットメントによる売出し等について」にて定義します。以下同じです。)の事務主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注)の全文削除

(4) 【発行価額の総額】

< 訂正前 >

380,000,000円

(注) 発行価額の総額は、2018年8月14日(火)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

360,821,490円(注)の全文削除**(5) 【発行価格】**

< 訂正前 >

未定

(注) 発行価格は、2018年9月3日(月)から2018年9月6日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

< 訂正後 >

1口当たり238,166円(注)の全文削除**(8) 【申込期間】**

< 訂正前 >

2018年10月10日(水)

(注) 申込期間は、上記のとおり内定していますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間は、発行価格等決定日の繰り下がりに応じて、繰り下げられることがあります。申込期間は、発行価格等決定日が2018年9月3日(月)から2018年9月5日(水)までの間のいずれかの日の場合は2018年10月10日(水)、発行価格等決定日が2018年9月6日(木)の場合は2018年10月11日(木)となりますので、ご注意ください。

< 訂正後 >

2018年10月10日(水)(注)の全文削除**(11) 【払込期日】**

< 訂正前 >

2018年10月11日(木)

(注) 払込期日は、上記のとおり内定していますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記払込期日は、発行価格等決定日の繰り下がりに応じて、繰り下げられることがあります。払込期日は、発行価格等決定日が2018年9月3日(月)から2018年9月5日(水)までの間のいずれかの日の場合は2018年10月11日(木)、発行価格等決定日が2018年9月6日(木)の場合は2018年10月12日(金)となりますので、ご注意ください。

< 訂正後 >

2018年10月11日(木)(注)の全文削除

(15)【手取金の使途】

<訂正前>

本第三者割当における手取金上限380,000,000円については、借入金の返済資金の全部又は一部に充当します。なお、残額が生じた場合には手元資金とし、実際に支出を行うまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当します。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金7,615,000,000円については、後記「第二部 参照情報/第2 参照書類の補完情報/2 投資対象」に記載の本投資法人による新たな特定資産(当該特定資産を本書において総称して「新規取得資産」といいます。)の取得に伴う借入金(126億円)の返済資金の一部に充当します。

(注)上記の手取金は、2018年8月14日(火)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

本第三者割当における手取金上限360,821,490円については、借入金の返済資金の全部又は一部に充当します。なお、残額が生じた場合には手元資金とし、実際に支出を行うまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金の一部又は借入金の返済資金の一部に充当します。なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集による新投資口発行の手取金7,216,429,800円については、後記「第二部 参照情報/第2 参照書類の補完情報/2 投資対象」に記載の本投資法人による新たな特定資産(当該特定資産を本書において総称して「新規取得資産」といいます。)の取得に伴う借入金(126億円)の返済資金の一部に充当します。

(注)の全文削除

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

本投資法人は、2018年8月23日（木）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口30,300口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が、本投資法人の投資主であり、かつ、三菱地所投資顧問株式会社（以下「本資産運用会社」又は「三菱地所投資顧問」といいます。）の株主である三菱地所株式会社（以下「三菱地所」又は「スポンサー」ということがあります。）から1,515口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。

（中略）

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本第三者割当の払込期日の3営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。S M B C日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、S M B C日興証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わない場合、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

本投資法人は、2018年8月23日（木）開催の本投資法人の役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口30,300口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が、本投資法人の投資主であり、かつ、三菱地所投資顧問株式会社（以下「本資産運用会社」又は「三菱地所投資顧問」といいます。）の株主である三菱地所株式会社（以下「三菱地所」又は「スポンサー」ということがあります。）から借り入れる本投資口1,515口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

（中略）

また、S M B C日興証券株式会社は、2018年9月6日（木）から2018年10月5日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。S M B C日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、S M B C日興証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わない場合、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）